



2019年5月9日

各 位

会 社 名 株式会社システムリサーチ
代 表 者 名 代表取締役社長 布 目 秀 樹
(コード番号：3771 東証第一部)
問 合 せ 先 執行役員広報室
ゼネラルマネージャー 鳥 居 文 孝
電 話 番 号 052-413-6820(代表)

監査等委員会設置会社への移行、 定款の一部変更および移行後の役員人事に関するお知らせ

当社は、2019年5月9日開催の取締役会において、2019年6月26日開催予定の第39回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」）での承認を前提として、監査等委員会設置会社への移行、定款の一部変更および移行後の役員人事について決議するとともに、本定時株主総会に、監査等委員会設置会社への移行に係る定款の一部変更および役員の変動について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、経営の透明性を一層向上させるとともに、意思決定の更なる迅速化を実現することを目的とするものです。

(2) 移行の時期

本定時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認をいただくことを条件に、監査等委員会設置会社へ移行する予定であります。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

① 経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定の更なる迅速化を実現することを目的として監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。

② 上記の変更に伴い、条数の整備等所要の変更を行うものです。

(2) 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2019年6月26日(水)

定款変更の効力発生日 2019年6月26日(水)

3. 役員の異動（本定時株主総会に付議予定）

(1) 取締役候補者（監査等委員である取締役を除く）

氏名	新役職（予定）	現役職
やまだ としゆき 山田 敏行	代表取締役会長	同左
ぬのめ ひでき 布目 秀樹	代表取締役社長	同左
ひらやま ひろし 平山 宏	取締役	同左
かたぎり しんじ 片桐 慎司	取締役	同左
うめもと みえ 梅本 美恵	取締役	同左
あきやま まさあき 秋山 政章	取締役（新任）	執行役員 製造システム事業部事業部長
わたなべ たかふみ 渡邊 貴文	取締役（新任）	執行役員 東京システム事業部事業部長兼 イリイソリューション部担当

(2) 監査等委員である取締役候補者

氏名	新役職（予定）	現役職
うえだ みよこ 上田 美代子	取締役 常勤監査等委員	常勤監査役
やすい さとる 安井 悟	社外取締役 監査等委員	社外取締役
こんどう のぼる 近藤 登	社外取締役 監査等委員	社外取締役
こしかわ やすゆき 越川 靖之	社外取締役 監査等委員	社外監査役

(3) 退任予定監査役

氏名	現役職
にしかわ ただし 西河 直	社外監査役
おおこうち かずひろ 大河内 一弘	社外監査役

(4) 補欠の監査等委員である取締役候補者

氏名	現役職
にしかわ ただし 西河 直	社外監査役

(注) 法令の定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名を選任するものであります。

以上

【別表】

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の<u>取締役</u>は、11名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>2</u> 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>2</u> <u>増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の<u>監査等委員である取締役以外の取締役</u>(以下「<u>監査等委員でない取締役</u>」という。)は、11名以内とする。</p> <p><u>2</u> <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p><u>2</u> <u>前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して行う。</u></p> <p><u>3</u> 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 <u>監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2</u> <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 22 条 <u>当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し必要に応じて、取締役会長 1 名並びに、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集) 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前に各取締役および監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 24 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役会規程) 第 25 条 (条文省略)</p>	<p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 22 条 <u>当社の取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 <u>取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役社長 1 名を選定し必要に応じて、取締役会長 1 名並びに、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集) 第 23 条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>(取締役会の決議の方法)</u></p> <p><u>第 24 条 当社の取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 25 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p><u>第 26 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会規程) 第 27 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度額の範囲内で免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第28条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>2 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、補欠監査役を選任することができる。</p> <p>(選任方法および補欠監査役の選任の効力)</p> <p>第29条 当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2 補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後の次期定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠によって選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第31条 監査役会の招集通知は、会日の1週間前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があると</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>きは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規則)</u></p> <p>第 32 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u></p> <p>第 33 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第 34 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度額の範囲内で免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削除)
(新設)	第 5 章 監査等委員会
(新設)	<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第 30 条 <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会の招集)</u></p> <p>第 31 条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u></p> <p>第 32 条 <u>当社の監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第35条～第36条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定めるものとする。</p> <p>(会計監査人の責任免除) 第38条 (条文省略)</p> <p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度) 第39条 (条文省略)</p> <p>(期末配当金) 第40条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下、「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>(中間配当金) 第41条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下、「中間配当金」という。)をすることができる。</p>	<p>(監査等委員会規程) 第33条 監査等委員会の運営、その他に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会規程による。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第34条～第35条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定めるものとする。</p> <p>(会計監査人の責任免除) 第37条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度) 第38条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関) 第39条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 42 条 <u>期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。</u></p> <p>2 未払の<u>期末配当金および中間配当金</u>には利息をつけない。</p> <p>附 則</p> <p>(新設)</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 41 条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</u></p> <p>2 未払の配当金には利息をつけない。</p> <p>附 則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第 1 条 <u>当会社は、第 39 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>第 39 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 34 条第 2 項の定めるところによる。</u></p>

以上